

## はじめに

本組合では、「行政改革大綱（行政改革推進計画）策定の基本方針」に基づき、平成9年度に策定した「第1次行政改革実施計画」（平成9年度～平成13年度）を実施し、職員定員や経常経費の削減等一定の成果を得た一方で、港湾施設の利用促進策の実施を行うなど港勢の拡大に努めてきた。

引き続き、更なる行政改革に取り組むため、平成14年3月に「行政改革大綱」を策定し、「第2次行政改革実施計画」（平成14年度～平成18年度）を実施、その中で「財政健全化計画」（平成15年度～平成19年度）を策定した。

「第1、2次行政改革実施計画」では、ムリ・ムダ・ムラを省くことに主眼をおいていた減量型の改革を行ってきたが、そのことに加え新しい行政の課題やニーズに応えることができるよう、行政運営のあり方を新しい発想で見つめ直し、「目的志向」・「民間活力の推進」・「組織、体制づくり」の3点に留意し、平成19年3月に「第3次行政改革実施計画」（平成19年度～平成23年度）を策定したところである。

「財政健全化計画」では、計画期間内に年平均で、16億円の収支不足を解消し、組合債残高を累増しない財務体質を確立することを目標とし、平成18年度決算においては、土地利用促進策による土地関係収入の増収等により、他会計からの借入を要しないものとなった。

今後は、第3次行政改革実施計画と連携することにより、更なる収入の確保及び経費削減の努力を継続しつつ、収支不足の解消から一歩進んで組合債残高ピーク見込（平成23年度）1,445億円を抑制するために、「第2次財政健全化計画（仮称）」（平成20年度～平成23年度）を策定し、安定的かつ持続可能な財政運営に努めることとする。

# 1 「財政健全化」(平成15年度～平成19年度)での取り組み

## (1) 基本方針

- ア 今後の施設整備にあたっては投資効果、費用対効果の検証を実施し、たとえ公共事業といえども将来の財政圧迫になるような事業は、規模の見直し又は事業を中止する。
- イ 行政評価制度の活用など事務事業を見直し、新しい発想による財政の健全化を図る。
- ウ 新たな観点に立って、歳入の積極的な見直しを行い、その確保に最大限の努力を払う。
- エ 既往の事業全般にわたり再検討を行い、事業の緊急性、事業効果、経費削減方法について、抜本的に洗い直し歳出の縮減を図る。
- オ 組織の縮小、廃止等を実施し、適正規模における適正人員の配置により、効率的な組織体系を目指す。

## (2) 計画期間

平成15年度から平成19年度までの5年間とする。

## (3) 目 標

財政健全化計画期間内に収支不足を解消し、組合債残高を累増しない財務体質を確立する。

### 《数値目標》

取組項目		数値目標
自主財源の確保	歳入の徴収率の向上	収入未済額の50%の徴収率向上 37百万円
	財産の有効活用	未利用地の積極的運用等 453百万円
	使用料料金算定の見直し	公の施設の使用料等の見直し 110百万円
	計	600百万円
経費の削減化	定員、人件費の抑制	段階的に削減をし、10%の削減 △660百万円
	物件費の削減	公用車の一元化等により、10%の削減 △108百万円
	単独工事費の削減	公共工事コスト縮減等により、5%の削減 △24百万円
	外郭団体の経費削減	統廃合を実施し、5%の削減 △208百万円
	計	△1,000百万円
合 計		1,600百万円

## (4) 平成19年度までの達成状況見込み

計画策定時には想定されていなかった港湾施設保安対策経費や、スーパー中核港湾の指定に伴うコンテナ関連施設整備などの増加要因が生じたものの、計画期間途中の平成18年度において、収支不足を解消することとなった。平成19年度においても収支不足は解消される見込みである。

## 2 今後の見込み

### (1) 歳入

歳入のうち、主要な自主財源である土地関係収入は、土地利用促進策の実施等により増収しつつあるものの、港湾施設関係収入においては、平成9年度をピークに減少しており、平成19年度当初予算では、平成9年度と比較して約10億円の減収となっている。これは、港湾物流機能の変化、港湾関連企業のコスト削減意識の浸透等によるものと思われ、今後も大幅な伸びは期待できない。

公共事業等に係る県市負担金についても、愛知県、名古屋市の財政状況や県市負担金に占める公債費の著増により、その増額が極めて難しい状況にある。

一方、事業効果が長期に及ぶ港湾施設の整備等については、組合債にその財源を求めており、今後も毎年度130億円程度（平成20年度～平成23年度平均）の借入を予定している。

また、地方債依存度（歳入全体のうち地方債にどれだけ依存しているかを示す指標）は、本組合の事業が港湾整備という投資的経費が中心となるため、他の大都市港湾及び一部事務組合と比べ同程度であるものの、一般的な普通地方公共団体に比べ高く、平成19年度当初予算で、27.3%（愛知県：10.2%、名古屋市：8.7%）となっており、今後についても組合債が歳入の約3割を占める見込みである。

### (2) 歳出

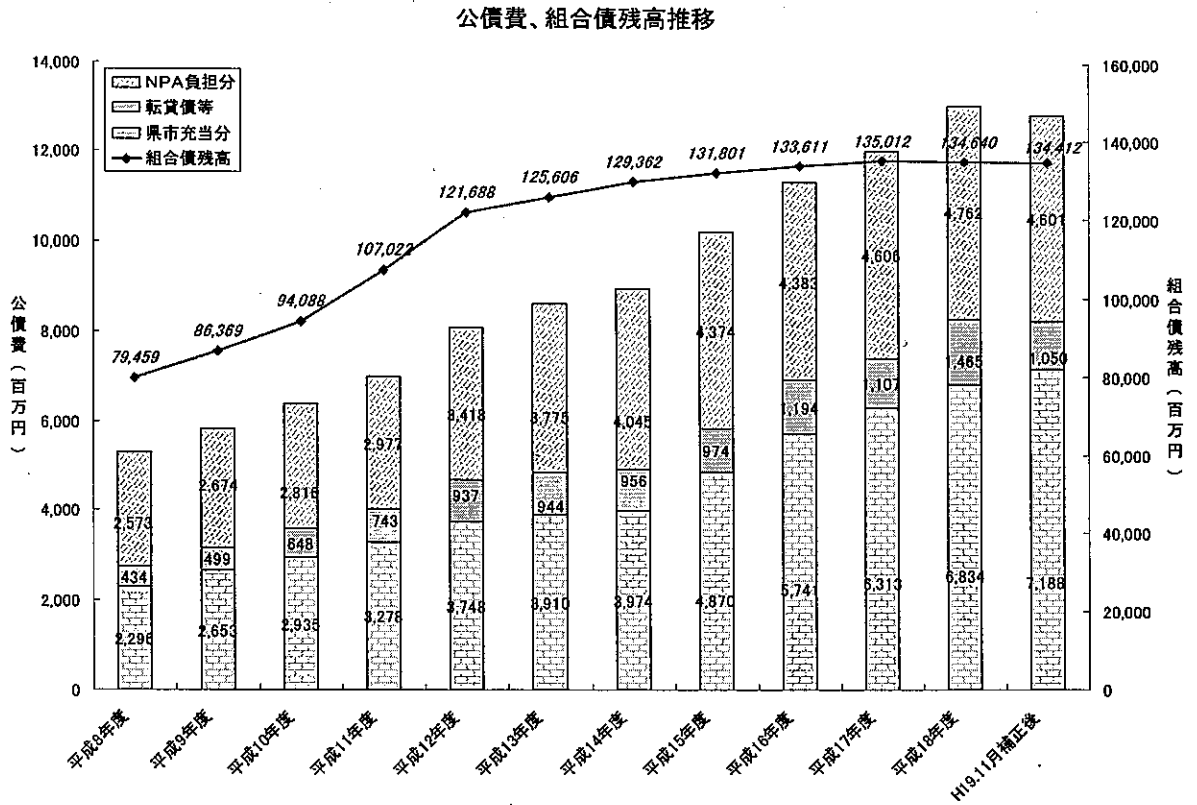
歳出においては、経常的な経費の削減も限界に達しつつあるなか、大水深高規格コンテナバース整備や大規模地震対策などの投資的経費以外にも、スーパー中核港湾育成のための補助金の発生、施設の老朽化に伴う維持補修費の増大など、多様化する行政課題に対応する新たな財政需要の増加も見込まれている。また、公債費の増加に伴う財政の硬直化も顕著になっており、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされるものである。

歳出全体に占める公債費の割合は、組合債と同様、本組合の事業が港湾整備という投資的経費が中心であることから、平成19年度当初予算で36.2%となっており、今後についてもほぼ、同水準で推移し、公債費のピークは平成25年度となる見込みで、平成9年度と比べると約2.5倍となっている。

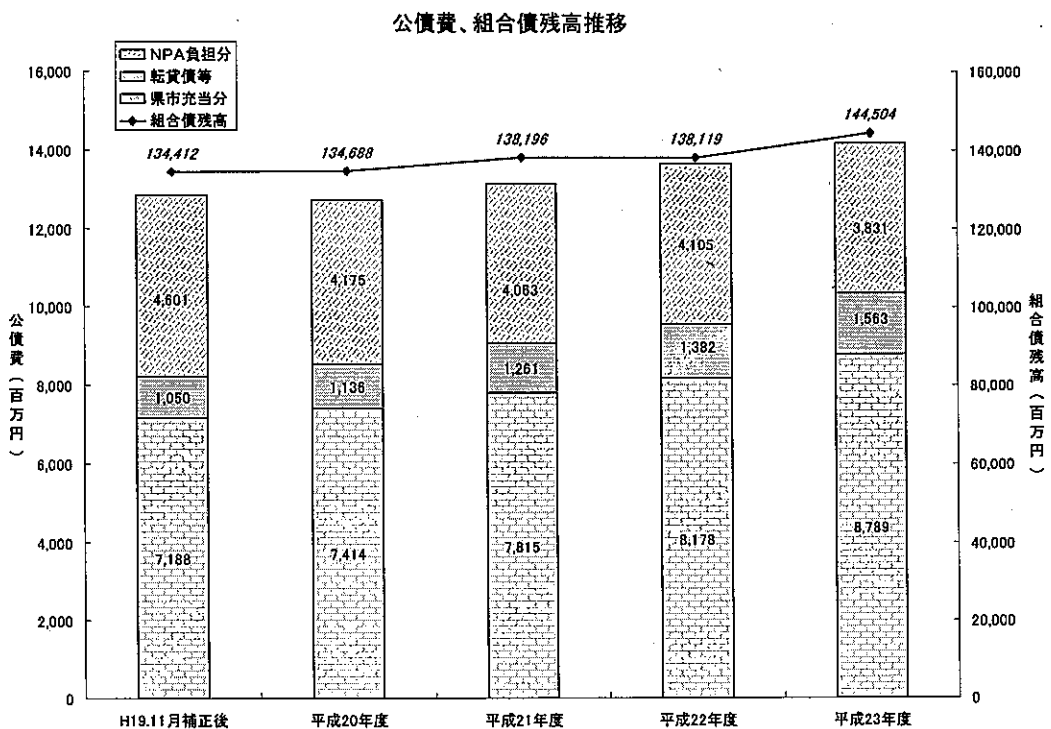
組合債残高のピークは平成23年度となる見込みである。これは、過去に高率で推移した起債充当などによるものであるが、今後は、一般財源の確保に努め、投資効果の高い事業に絞り込むなど、組合債の借入を抑制し、柔軟な財政運営基盤の確立を図らなければならない。

## 公債費、組合債残高推移

【平成8年度～平成19年度】



【平成19年度～平成23年度】



(3) 第2次財政健全化計画(仮称)期間における収支見通し

名古屋港管理組合 一般会計財政収支見通し

(単位:百万円)

区 分		19年度	見 通 し			
			20年度	21年度	22年度	23年度
歳 入	国庫支出金	1,043	1,083	1,672	1,805	2,738
	組 合 債	9,445	9,855	11,516	12,408	17,292
	県市負担金	8,734	8,836	9,322	9,994	10,699
	受託事業収入	150	369	369	369	369
	港湾収入等	15,268	15,423	15,193	15,330	15,537
	計	34,640	35,566	38,072	39,906	46,635
歳 出	給 与 費	4,691	4,993	4,812	4,572	4,512
	公 債 費	12,535	12,735	13,140	13,665	14,183
	公共事業費	11,352	12,378	14,245	15,296	21,574
	受託事業費	150	369	369	369	369
	単独事業費	2,096	1,842	1,551	1,551	1,551
	物件費等	3,816	3,249	3,049	3,223	3,076
	計	34,640	35,566	37,166	38,676	45,265
歳入歳出差引		0	0	906	1,230	1,370

【見通しの設定条件】

※平成19年度当初予算額、平成20年度県市負担金要望額を計上した。

《歳入》

国庫支出金：歳出の事業費に基づき現行補助率で算出。

組 合 債：公共事業債の充当率は、90%で積算。

その他の組合債は、現行の充当率で積算。

県市負担金：現行の充当方針で積算。

港湾収入等：平成21年度以降は、平成20年度県市負担金要望額をベースとした。

《歳出》

給 与 費：平成21年度以降は、平成20年度県市負担金要望額をベースとした。  
退職金は、別途積算に基づく。

公 債 費：借入利率は、すべて年3%とし、現行の借入条件で積算。

公共事業費：平成21年度以降の公共事業は、現段階における長期計画より引用。

単独事業費：平成21年度以降は、平成20年度県市負担金要望額をベースとした。

物件費等：平成21年度以降は、平成20年度県市負担金要望額をベースとした。

### 3 第2次財政健全化計画（仮称）の基本方針

本組合の財政収支見通しでは、平成19年度についても、平成18年度と同様に収支不足は解消される見込みであるものの、多額な組合債残高から生じる公債費の増嵩、「財政健全化計画」策定時には見込んでいなかった保安対策事業経費等の要因により財政の硬直化が進んでおり、早急に本組合の財政運営を構造的に見直す必要が生じてきている。

従って、更なる収入の確保及び経費削減の努力を継続しつつ、収支不足の解消から一步進んで組合債残高の抑制を目指し、「第2次財政健全化計画（仮称）」の基本方針を定める。

#### （1）基本方針

ア 新たな観点に立って、歳入の積極的な見直しを行い、その確保に最大限の努力を払うとともに、受益者負担の適正化を目指す。

イ 真に行政として行う必要のある業務であるか検証し、行政のスリム化を図るとともに、適正規模における適正人員の配置により、職員の有効活用を図る。

ウ 第3次行政改革実施計画、行政評価制度の活用など、事業全般にわたり再検討を行い、事業の緊急性、事業効果、経費削減方法について、抜本的に洗い直し歳出の縮減を図る。

エ PFI手法、指定管理者制度の導入など、民間活力の積極的な活用を推進する。

オ 今後の施設整備にあたっては投資効果、費用対効果の検証を実施し、たとえ公共事業といえども将来の財政圧迫になるような事業は、規模の見直し又は事業を中止する。

カ 将来への負担を先送りしない財政運営を目指し、持続可能で強固な財政基盤を確立する。

#### （2）計画期間

平成20年度から平成23年度までの4年間とする。

#### （3）目 標

収支見通し（計画前）35億円に加え、新たに11億円の財源確保を図り、平成23年度末組合債残高を平成23年度予算規模の3倍程度である1,400億円以内に抑制する。

また、目標を達成するための取組項目を定め、実現することに努める。

## 4 第2次財政健全化計画（仮称）の具体的方策 【目標額1,100百万円】

### (1) 歳入における具体的方策 【目標額 800百万円】

#### ア 収入未済額の収入確保を強化する。

平成15年度より、債務者の弁済が債権元本及び延滞金等の合計額に満たない場合、国税及び地方税の取扱いに準じ、債権元本から充当することを可能（「本組合の歳入に係る延滞金等の取扱いについて」）とし、平成18年度までに約2億円を回収した。

さらに、収入未済額を減らすため、滞納者に対して早期の納付勧告及び納入方法の検討を行い、収入未済額を減らす。

#### イ 管理組合財産を有効に活用する。

荷さばき地において利便性及び機能向上を目的とした工作物設置を認めるなど利用者の要請に対応し、港湾施設の利用促進を図る。また低利用施設等については土地貸付等に利用転換するなどの見直しを行うことにより収入の安定確保に努める。

#### ウ 受益者負担の適正化を目指す。

使用料等については、管理運営や事務の簡素効率化等徹底した経費の削減に努めるとともに、使用者の立場に立ったサービスの改善・向上を図りながら、使用者負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立って、受益とコストのバランス、他団体との均衡、経済情勢なども考慮し、その適正化に努める。

#### エ 貸付料優遇措置の積極的活用を図る。

普通財産土地貸付料について、保証金減額制度における貸付料の優遇措置の積極的活用により増収を図る。

※新規借受希望者のうち、保証金減額制度を選択し、建物を新築し、かつ所有する目的で利用する場合に、名古屋港へ進出後2年間に限り、貸付料を減額（保証金減額制度の額の2/3）する制度。

## (2) 歳出における具体的方策

【目標額 300百万円】

### ア 計画的な定員管理と人件費の抑制を行う。

第1次行政改革(H9～13)の実施により、約10%の職員削減を行い、引き続き平成18年度までに平成14年度比で約10%の職員削減を図ってきた。更に、真に行政として行う必要のある業務であるか検証し、行政のスリム化を図るとともに、民間への委託化を推進し、職員の有効活用を図り、平成18年度当初比で5%程度の削減を目指す。

### イ 物件費の削減を図る。

経常的な経費の削減は限界に達しつつあるが、健全な財政運営のためには経費削減効果をより一層確実なものにする必要性から、日常的に職員一人一人の意識改革及び創意工夫を凝らした管理コストの削減などの経費節減努力が欠かせない。

そのうえで、事務事業を徹底的に見直し、平成19年度当初予算の10%削減を目指す。

### ウ 補助金、負担金の見直しを行う。

補助金、負担金は硬直的、非効率的で不透明になる弊害が指摘されており、また、一度交付されると既得権化する傾向にある。そのため、サンセット方式(終期の設定)、スクラップ・アンド・ビルトの原則により整理、統合を推進する必要がある。

そのため、名古屋港管理組合補助金等交付規則(平成19年4月1日施行)により、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに、行政評価制度の活用などで、客観的に評価し、公益性、有効性、適格性及び妥当性等の検証を行うことなどによる見直しによって縮減を図る。

### エ 単独工事費の削減を図る。

既存計画にとらわれず、状況の変化による効果の低い事業の廃止や整理統合を図り、特に新規事業については、費用対効果の分析等、客観的な評価による事業の厳格な選択に務め、投資的効果の高いものだけに留めるとともに、各事業についてコスト意識を持ち、バリュー・フォー・マネーの視点から、最少の経費で最大の効果をあげるように努め、自主財源を財源とする投資的単独工事費について、平成19年度当初予算の5%削減を目指す。

### オ 契約方法の見直しを図る。

平成17年4月に制定された「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」により、物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、役務の提供を受ける契約で毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るものについて長期継続契約を締結できることになった。

さらに、長期継続契約の拡充を図ることにより、事務の効率化、経費の削減を図る。